

県営処分場エコグリーンとちぎに係る住民による処分場監視システムに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県（以下「県」という。）が那須郡那珂川町に設置する県営処分場エコグリーンとちぎ（以下「エコグリーンとちぎ」という。）について、県と那珂川町（以下「町」という。）が平成30(2018)年10月1日付けで締結した、県営処分場エコグリーンとちぎに係る環境保全協定（以下「協定」という。）に定めるもののうち、次条以降に規定する住民による処分場監視システム（以下「処分場監視システム」という。）に関し必要な事項を定める。

(安全推進協議会の設置)

第2条 県は、地域住民、学識経験者及び行政が連携することにより、エコグリーンとちぎの透明性の高い適正な管理・運営を行うためのコミュニケーションの場として、協定第8条第1項に規定する安全推進協議会を設置する。

- 2 前項に規定する安全推進協議会の名称は、「県営処分場エコグリーンとちぎ安全推進協議会」（以下「協議会」という。）とする。
- 3 協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

(住民による運営状況等の確認)

第3条 県は、廃棄物の搬入及び埋立の状況、施設の運営状況等を地域住民が確認できるようにするため、安全に配慮した上で、協定第9条第1項の規定に基づき、定期的に地域住民向けの報告会を開催する。

- 2 前項に規定するもののほか、施設の運営状況等を確認するために地域住民からあらかじめエコグリーンとちぎの見学の申出があった場合には、県は、地域住民の安全に配慮した上で、協定第9条第1項の規定に基づき、当該地域住民にエコグリーンとちぎを見学させる。

(モニタリングデータ等の情報公開)

第4条 県は、モニタリングデータ等（廃棄物の搬入及び埋立の管理結果、施設の運営・維持管理状況及び環境調査の結果等をいう。以下同じ。）について、協定第9条第1項の規定に基づき情報公開を行う。

- 2 前項に規定する情報公開は、第3条に規定するもののほか、次の各号に掲げる情報の区分に応じ当該各号に掲げる方法により行う。
 - (1) 日常的に情報公開を行う情報（第3号に掲げるものを除く。） インターネット及び管理棟での公開
 - (2) 定期的に情報公開を行う情報（次号に掲げるものを除く。） 広報誌「グリーン・ライフなかがわ」及び那珂川町ケーブルテレビ
 - (3) 埋立地内等の映像 那珂川町ケーブルテレビ

3 前項の規定にかかわらず、インターネット及び那珂川町ケーブルテレビでの情報公開が困難な情報については、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）第 28 条の規定に基づき、他の手段による情報公開に努める。

（町の報告徴取及び立入調査への協力）

第 5 条 県は、協定第 12 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項に規定する町の報告徴取及び立入調査に協力する。

（地域住民の理解への配慮）

第 6 条 県は、第 3 条及び第 4 条の規定による情報公開を行うに当たっては、モニタリングデータ等について、栃木県情報公開条例第 29 条の規定に基づき、当該情報の内容を地域住民に分かりやすく記載した資料の作成及びその提供に努める。

（P F I 事業者への協力依頼）

第 7 条 県は、県と P F I 事業者との間の事業契約書第 44 条第 5 項の規定に基づき、P F I 事業者に対し処分場監視システムへの協力を求める。

（非開示情報への配慮）

第 8 条 県は、第 3 条及び第 4 条の規定による情報公開を行うに当たっては、栃木県情報公開条例第 7 条第 3 号に規定する P F I 事業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報その他の非開示情報（同条に規定する非開示情報をいう。）を開示することがないよう留意する。

（疑義等）

第 9 条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関し疑義が生じたときは、県と町とが協議して対応を検討する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、エコグリーンとちぎの廃止の日限り、その効力を失う。